

居宅介護支援重要事項説明書

(2025年4月1日現在)

1. 事業者の概要

名称・法人種別	社会医療法人芳和会
代表者名	理事長 積 豪英
所在地・連絡先	(住所) 熊本市中央区神水1丁目14番41号 (電話) 096-381-5887 (FAX) 096-381-1502

2. 事業所の概要

事業所名	在宅総合ケアセンター協立
所在地・連絡先	(住所) 水俣市桜井町2丁目2番14号 (電話) 0966-63-9534 (FAX) 0966-63-6014
事業者番号	4370500490
管理者名	中村 祐介

3. 運営規程の概要

(1) 事業の目的

社会医療法人芳和会が開設する在宅総合ケアセンター協立（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。加齢によって生じる心身の変化等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他医療を要する人や中重度者の支援困難ケースにも積極的な対応を行い、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した生活を営むことができるように、必要で適切な保険医療・福祉サービスが受けられるよう支援し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とする。

(2) 運営方針

①利用者の心身の状況、そのおかれている社会的、経済的、地域的、家族的環境に応じて、利用者本人や家族の選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

②居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に必要なサービスが提供されるようつとめる。

③居宅支援の提供にあたっては、親切・丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対しサービス提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

④事業の運営にあたって、自治体、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、

指定介護及び予防事業者、介護保険施設との連携につとめる。

- ⑤利用申し込み者に対し、自ら適切な支援サービスを提供することが困難な場合は他の事業所を紹介する等必要な措置を行う。

(3) 営業日、営業時間

営業日	営業時間
平日	8:30～17:00
土曜日	8:30～12:30

但し緊急の場合この限りではありません。

休業日	日曜日、祝日、 12月30日～1月3日
-----	------------------------

※24時間電話相談できます。 連絡先 0966-63-9534

(4) 通常の事業の実地地域

水俣市・津奈木町

上記以外の地域でもご希望の方はご相談ください。

(5) 居宅介護支援の提供方法

事項	内容
アセスメント（評価） 方法及び事後評価	居宅サービス計画ガイドライン方式によりご利用者が直面されている課題を評価し、相談しながらケアプランを作成いたします。ケアプランはご利用者に説明の上、配布いたします。又、居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択については、ご利用者又は、ご家族の希望を踏まえつつ、公平中立に行います。
従業員研修・会議	・ご利用者の状況に応じた適切なサービスが利用されるように、介護支援専門員の研修を適宜行います。又、県・市等が行っている介護支援専門員の研修会等に参加します。 ・ご利用者に関する情報又は、サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした定期的な会議を行います。

(6) サービス内容及び利用料その他の費用の額

① 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者は1ヶ月につき下記の利用料をお支払いください。利用料のお支払い確認後、領収書を発行いたします。

要介護1又は要介護2の場合、10,860円
要介護3、要介護4又は要介護5の場合、14,110円

※特定事業所加算Ⅲ（323単位）が加算されます。

② 交通費 無料です。

③ お支払い方法

毎月15日まで前月分の請求を致しますので、月末までにお支払いください。

4. 介護支援専門員の勤務体制

従業員の職種	人数	区 分		常勤換算後の人数
		常勤	非常勤	
管理者	1	常勤	非常勤	
介護支援専門員	3	3	0	3

5. 事故発生時の対応

利用者の主治医又は、事業所の協力機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

又、緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	医療機関名	
	氏名	
	電話	
	所在地	
事業所の協力機関	医療機関名	水俣協立病院
	氏名	重岡 伸一
	電話	0966-63-1704
	所在地	熊本県水俣市桜井町2丁目2番12号
緊急連絡先	氏名	
	電話	
	住所	

6. 苦情処理の体制

介護サービスの利用に不満や苦情があるときは、まず身近な窓口にご相談ください。

事業者	サービスを提供している居宅サービス事業所や介護保険施設に直接相談します。
	サービスの連絡・調節をしている居宅介護支援事業所のケアマネージャに相談します。
	居宅介護支援事業所（在宅総合ケアセンター協立）に相談します。 管理者：中村 祐介 電話：0966-63-9534 FAX：0966-63-6014 住所：熊本県水俣市桜井町2丁目2番14号

	受付：平日（祝日）、12月30日～1月3日を除く 平日（8：30～17：00）土曜日（8：30～12：30）
市町村	改善がみられないときや対応に不満があるときは、市町村の担当窓口にご相談します。 水俣市：0966-63-3051 津奈木町：0966-78-3111
国保連合会	市町村で解決できないことや利用者がとくに望むときは、国保連合会に相談や苦情の申し立てをします。 受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日は除く）
国保連合会 （熊本県）	電話：096-214-1101 FAX：096-214-1105 住所：熊本市東区健軍1丁目18番7号

7. サービス提供の記録

- (1) 事業者は利用者が指定居宅介護の提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保管します。
- (2) 利用者又は代理人の申し出により個人情報の開示を行います。
個人情報に関するお問い合わせは、在宅総合ケアセンター協立居宅介護支援事業所、
管理者：中村 祐介までお願いします。（電話0966-63-9534）

8. その他（秘密の保持など）

- (1) 秘密の保持、個人情報の利用について
 - ① 支援事業所及び従業者は、正当な理由がない限り、利用者の家族について知り得た秘密を漏らしません。
 - ② 支援事業所は、従業員が退職後、在職中に知り得た利用者、利用者の家族についての秘密を漏らすことのないように必要な措置を講じます。
 - ③ 適切なケアプランの作成や介護サービス提供のために、サービス担当者会議等で、必要な範囲内で個人情報を用います。又、必要な場合は、主治医、歯科医師の意見を求めることがあります。
- (2) 介護支援専門員の担当について
やむを得ない事由で変更する場合は事前にお知らせします。
- (3) ご利用者へのお願い
居宅介護支援事業所が配布するサービス利用票、契約書、重要事項説明書は、介護に関する大切な書類ですので保管してください。